

令和6年1月15日

法務省法務総合研究所（国際法務総合センター）では、以下の職員を募集しています。

1 業務内容

一般行政事務の補助的業務（電話・来客対応、郵送業務、パソコンによるデータ入力、出張旅費の精算業務、物品等の整理・配付、書類等の作成・整理・保存、研修補助業務、その他一般業務）

2 勤務場所

法務省法務総合研究所（国際法務総合センター）
〒196-8570 東京都昭島市もくせいの杜2-1-18
（JR青梅線東中神駅から徒歩約15分）

3 応募資格

- ・日本国籍を有する者
- ・高等学校卒業又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者
- ・パソコン操作（一太郎・Word・Excel等）ができる者

※なお、次のいずれかに該当する者は応募できません。

- ・ 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

4 勤務日及び勤務時間

月曜日から金曜日まで（祝日を除く）

- (1) 9時30分から18時15分（休憩時間60分）
- (2) 8時30分から17時15分（休憩時間60分）

上記(1)、(2)のどちらかの時間帯となります。状況に応じて勤務開始時間に変更となる場合があります。

5 雇用期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

採用日から1か月間は条件付採用期間となり、その間、良好な成績で職務を遂行した場合には、別段の措置をしない限り、正式採用となる
勤務成績等により更新の可能性あり

6 休暇・休業

人事院規則に基づき有給休暇・無給休暇が取得可能
一定の条件を満たした場合、育児休業が取得可能

7 給与等

日給（8,602円～11,772円程度）、交通費別途支給

※ 職務経験等により変動

そのほか勤務期間等を考慮の上、賞与を支給

一定の条件を満たした場合、国家公務員退職手当法が適用され、退職手当を支給

8 社会保険・災害補償

(1) 医療・年金保険

採用後、医療保険は法務省共済組合、年金保険は厚生年金保険に加入し、それ以降、一定の条件を満たした場合は、年金保険も法務省共済組合に加入

(2) 雇用保険

雇用保険に加入

ただし、国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険の加入から外れる

(3) 災害補償

公務災害、通勤災害に基づく負傷等の場合は、国家公務員災害補償法による補償（労災保険には加入せず）

9 応募方法

・後記13の連絡先まで、履歴書（顔写真貼付）及び職務経歴書各1通を送付してください。

10 応募締切日

令和6年1月29日（月）（必要書類必着）

11 選考方法

(1) 1次選考

書類選考（1次選考不合格者に対しては、書面でその旨通知します。併せて、提出いただいた履歴書及び職務経歴書を返却いたします。）

(2) 2次選考（令和6年2月上旬を予定）

面接試験（1次選考合格者に対してのみ連絡の上、面接試験を実施します。）

12 募集人数

1名

13 連絡先

〒196-8570

東京都昭島市もくせいの杜2-1-18 国際法務総合センター

法務省法務総合研究所総務企画部国際事務部門庶務担当

担当者 竹内、末信

TEL 042-500-5100（自動音声の後、1を押してください。）

（平日 9:30～18:15）

14 その他

履歴書については、市販の様式で差し支えありませんが、業務上有用と思われる資格や経験を記載してください。

なお、応募により取得した個人情報、事務補佐員採用手続の事務の目的以外に利用することはありません。

また、応募の秘密は、厳守します。